〔参考〕都市安全性の向上に係る自助・共助の取組に関する国の補助制度の例

（１）都市防災総合推進事業

市町村が次のような自助・共助の取組に対して補助を行う場合や自助・共助の取組を促進するための啓発活動を行う場合に、交付金を交付することができます※1。

〇自助・共助の取組主体に対して補助を行う場合（国費率１／３）

・まちづくり協議会の運営に対して補助する場合
・帰宅困難者避難訓練を行う地域協力会の活動に対して補助する場合
・地域の団体主催のまち歩き・防災マップ作成に対して補助する場合
・町内会等による防災まちづくりニュースの発行に対して補助する場合
・地域の企業が行う備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の整備に対して補助する場合※2　等

〇市町村が自助・共助の取組を促進するための啓発活動を行う場合（国費率１／３）

・地域の自助・共助の取組主体にコンサルタントを派遣する場合
・災害に強いまちづくりの検討のために、まち歩き、ワークショップ等を行う場合
・地域の住民参加の防災イベントや講演会を開催する場合　等

※1　指定市、県庁所在の市、大規模地震発生の可能性の高い地域、重点密集市街地、人口集中地区等に該当する場合に限られます。
※2　地域防災計画に災害時拠点として位置付けられるなどの要件を満たすことが必要。国費率は、市町村から事業主体への補助率に応じて最大で1／3

（２）都市安全確保促進事業

都市再生緊急整備地域又は主要駅周辺地域において、地方公共団体又は協議会が次のような自助・共助の取組を行う場合に、補助金を交付することができます。

〇都市再生安全確保計画又はエリア防災計画の作成
〇都市再生安全確保計画又はエリア防災計画に係るコーディネート活動
〇計画に基づくソフト対策※3

・退避方法や退避施設の確保、情報伝達等に関するルールの作成
・備蓄物資の確保・提供ルールの作成　等

〇計画に基づくハード対策※4

・備蓄倉庫（既存施設を活用したもの）、情報伝達施設、非常用発電設備、耐震性貯水槽等の整備　等

※3　補助率は、最大で1／2
※4　補助率は、最大で1／3。

（３）都市再生整備計画事業（国費率：事業費に対して概ね４割）

都市再生整備計画に基づき実施される基幹事業と一体的に実施する地域の創意工夫を活かした提案事業として、次のような取組に対して交付金を交付することができます。